府令・省令

○内閣府農林水産省令第九号

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和四年農林水産省令第四十一号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年六月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十六条**　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十六条**　法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号	銀行	銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第九号において同じ。）	農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号	銀行	銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第十一号において同じ。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第九号	又は令第四十五条各号に掲げる者	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社	農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号	令第四十五条各号に掲げる者	令第四十五条各号に掲げる者、特定承継会社
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。